

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の
協定を改正する議定書付表二

(参考)

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定を改正する議定書付表二（メキシコの表）を次に掲げる。

付表二

1 協定附属書一第三節柱書き中第一文を次のように改める。

次の1から28までに定める条件は、日本国から輸入される原産品であつて表5欄にこれらの番号を掲げた品目に分類されるものについて適用する。

2 協定附属書一第三節の注釈に次の26から28までを加える。

26 関税割当では、次の規定に従つて行う。

(a) 八年目（二千十二年）から十二年目（二千十六年）までの合計割当数量は、それぞれ五百メートル・トンとする。

(b) 八年目（二千十二年）から十二年目（二千十六年）までの各期間に適用される枠内税率は、輸入時における実行最惠国税率から当該実行最惠国税率の百分の五十を減じて得た税率とする。

(c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当では、輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。輸入締約国は、輸出締約国と協力して関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分について

は、輸入締約国がこれを行う。

(d) いずれか一方の締約国の要請があつた場合には、両締約国は、関税割当制度の運用に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。

(e) 両締約国は、十一年目（二千十五年）において、第五条3(a)(i)の規定に従つて、十二年目（二千十六年）の終了後の合計割当数量及び枠内税率について、特に、十二年目（二千十六年）の合計割当数量及び両締約国間の貿易の実績を考慮して協議する。協議の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、十二年目（二千十六年）の合計割当数量及び枠内税率を適用する。

27 関税割当では、次の規定に従つて行う。

(a) 八年目（二千十二年）から十二年目（二千十六年）までの合計割当数量は、それぞれ五百メートル・トンとする。

(b) 八年目（二千十二年）から十二年目（二千十六年）までの各期間に適用される枠内税率は、輸入時における実行最恵国税率から当該実行最恵国税率の百分の五十を減じて得た税率とする。

(c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。輸入締約国は、輸出締約国と協力して関税割当て制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。

(d) いずれか一方の締約国の要請があつた場合には、両締約国は、関税割当て制度の運用に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。

(e) 両締約国は、十一年目（二千十五年）において、第五条3(a)(i)の規定に従つて、十二年目（二千十六年）の終了後の合計割当数量及び枠内税率について、特に、十二年目（二千十六年）の合計割当数量及び両締約国間の貿易の実績を考慮して協議する。協議の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、十二年目（二千十六年）の合計割当数量及び枠内税率を適用する。

28 二千十二年四月一日に関税を撤廃する。

3 次の表は、協定附属書一第三節のメキシコの表の対応する部分に代わる。

1	関税率表番号	2	品名	3	基準税率
〇八〇五二〇〇一 〇八〇八一〇〇一 〇九〇二二〇〇一 〇九〇二二〇〇一 〇九〇二二〇〇一 三四〇三九九九九 三九二六三〇九九 四〇一一六一九九 四〇一六九一〇一 四八一五一九九九 四八一五一九九九 七三二〇二〇〇三 七四一二二〇〇一 八三〇一七〇九九 八三一〇〇〇九九	マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、ウイ キングその他これらに類するかんきつ類の交雑種 りんご 緑茶（発酵していないもので、正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたも のに限る。） その他の緑茶（発酵していないものに限る。） その他のもの その他のもの その他のもの 床用敷物及びマット その他のもの その他のもの 単位重量が三〇グラム以上のもの（自動車用の懸架装置を除く。） 銅合金のもの その他のもの その他のもの	Q Q Q Q Q Q Q Q Q Q Q Q Q Q Q Q	28 28 28 28 28 28 28 28 28 28 27 27 26 28	4	5

八四一三七〇九九	その他のもの	Q	28
八四二一二三〇一	内燃機関の潤滑油又は燃料油のろ過機	Q	28
八四八一八〇〇七	スプレーノズル又はスプレーヘッド	Q	28
八四八三二〇〇一	ドライブシャフト又はクランクシャフト	Q	28
八四八四二〇〇一	メカニカルシール	Q	28
八五〇一三一九九	その他のもの	Q	28
八五〇二二〇九九	その他のもの	Q	28
八五〇三〇〇九九	その他のもの	Q	28
八五〇四四〇九九	その他のもの	Q	28
八五〇五二〇〇一	電磁式のカップリング、クラッチ及びブレーキ	Q	28
八五一八〇〇一	電圧調整器	Q	28
八五一二二〇〇二	方向指示器又は尾灯（第八五二二・二〇・〇一号のものを除く。）	Q	28
八五一二二〇九九	その他のもの	Q	28
八五一六八〇九九	その他のもの	Q	28
八五三六五〇〇一	スイッチ（第八五三六・五〇・一五号のものを除く。）	Q	28
八五三六六一九九	その他のもの	Q	28
八五三六六九〇二	電源コンセント（単位重量が二キログラム以下のものに限る。）	Q	28
八五三七一〇〇四	制御用又は配電用のパネル（ボタン（ボタンパッド）により操作するものに限る。）	Q	28

八七〇八九九三九	半車軸シャフトキャスティング（積載能力が八、六二六キログラム（一九、〇〇〇ポンド）を超え二〇、八八四キログラム（四六、〇〇〇ポンド）以下の車両用のものに限る。）及び後車軸差動装置用の出入力シャフトキャスティング				
八七〇八九九九九	その他のもの（第八七〇八・九九・九九XX号のものを除く。）				
八七〇八九九九XX	二〇〇七年の統一システムにおける第八七〇八・五〇・九九号（その他のもの）に対応するもの				
九〇三二八九九九	その他のもの				
九〇三二九〇九九	その他のもの				
					一 三 %
			Q	Q	
		C			
			Q	Q	
			28	28	